

普通会計財務諸表に関する注記事項

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

ア 有形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

① 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 無形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

ア 満期保有目的以外の有価証券

① 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格

② 市場価格のないもの・・・取得原価(又は償却原価法(定額法))

イ 出資金

① 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格

② 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除きます。)・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3 年～50 年

工作物 2 年～80 年

物品 2 年～19 年

② 無形固定資産(リース資産を除きます。)・・・定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。)

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

ア 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

イ 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

ウ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

エ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

オ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

ア 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、自動車(総排気量 1ℓ以上)及び取得価額が200万円以上のものを資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

イ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満の支出及び当該修繕等に係る固定資産の取得原価等の概ね10%以下の支出は修繕費として処理しています。

2 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

(単位:百万円)

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金計上額	貸借対照表未計上額	
長野県農業開発公社	—	117	168	285
長野県林業公社	—	5,974	6,638	12,612
しなの鉄道	—	921	3,069	3,990

3 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

ア 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

公債費特別会計 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

心身障害者扶養共済事業費特別会計 県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計

小規模企業者等設備導入資金特別会計 農業改良資金特別会計 漁業改善資金特別会計

県営林経営費特別会計 林業改善資金特別会計 高等学校等奨学資金貸付金特別会計

イ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

ウ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

エ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 — %

連結実質赤字比率 — %

実質公債費比率 9.8%

将来負担比率 157.7%

オ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 6,203 百万円

カ 繰越事業に係る将来の支出予定額 168,406 百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

ア 基金借入金(繰替運用)

財政調整基金 124,027 百万円

減債基金 157,820 百万円

地域活性化基金 92,223 百万円

イ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

1,016,328 百万円

ウ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 529,369 百万円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 75,889 百万円

将来負担額 2,123,137 百万円

充当可能基金額 361,635 百万円

特定財源見込額 14,519 百万円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 1,031,679 百万円

エ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

57 百万円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

ア 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

イ 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

ア 基礎的財政収支 15,667 百万円

イ 既存の決算情報との関連性

(単位:百万円)

区分	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	1,233,026	1,211,377
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	263,368	122,438
収入(繰越金)及び支出(地方自治法第233条の2の規定による決算剰余金の基金への繰入)の計上範囲の相違に伴う差額	587	2,412
資金収支決算書	1,216,691	1,336,227

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支決算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支決算書は一部の特別会計の分が相違するほか、差額は上記のとおりです。

ウ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支 $\Delta 39,579$ 百万円

投資活動収入の国県等補助金収入 86,723 百万円
 未収債権額の増加(減少) $\Delta 1,117$ 百万円
 未払債務額の増加(減少) 6 百万円
 減価償却費 $\Delta 37,744$ 百万円
 賞与等引当金繰入額(増減額) 529 百万円
 退職手当引当金繰入額(増減額) 10,505 百万円
 徴収不能引当金繰入額(増減額) $\Delta 152$ 百万円
 その他引当金繰入額(増減額) 1,382 百万円
 資産除売却益(損) 135 百万円
 その他 $\Delta 142$ 百万円

純資産変動計算書の本年度差額 20,546 百万円

エ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 130,000 百万円

一時借入金に係る利子額 0 百万円